

子どもの発達が気になったとき

こんなことはありませんか？

- ・「初めてのことにとても不安がる」「友達とうまく関われない」「落ち着きや集中力が無い」「生活や遊びの切りかえができない」「かんしゃくがひどい」など、育てにくさを感じる。
- ・最近よく聞く“発達障害”かも？でもどこへ相談したらいいの？
- ・児童精神科への受診をすすめられたけれど、受診するのはなんだか不安。
- ・児童精神科の初診日がだいぶ先。それまでの間アドバイスが欲しい。



うまくいかない経験の積み重ねにより、自分に自信が持てなくなってしまう子どもも少なくありません。早めに専門家からアドバイスをもらい、適切な関わり方や環境を整えることが大切です。

こども発達支援センターおりーぶ

子どもの発達に不安を感じている保護者や、障害児またその家族からの相談を受け、家族が安心して子育てができるよう支援したり、さまざまな機関へ援助・助言・連携をする地域の中心的な療育機関施設です。お気軽にご相談ください。

●赤童子町南山182 ☎54-1991 ●月～金 午前9時～午後5時



こども発達サポート相談

問：こども家庭センター 58-5850

相談日など詳しくは

専門の相談員がお子さんや保護者の方と面接し、個々のケースに応じて、家庭での対応方法などについて助言します。お子さんの発達について気になることがある方は、お気軽にご相談ください。

●場所…村久野町寺町77(わかくさ園) ●月2回程度(こども家庭センターへ予約が必要です)



発達障害ナビポータル

国が提供する発達障害に特化したポータルサイトです。ライフステージごとの情報、家族に向けた支援、働くことや暮らしの支援などの情報が掲載されています。発達障害かも？と感じられた時点でのアドバイスもわかりやすくまとめられていますので参考にしてください。



Q 児童発達支援ってなあに？

A 児童発達支援とは、障害のある子どもや発達が気になる子どもに対して、一人ひとりの障害特性や発達状況に合わせて、将来の自立や社会参加などを目指して行うサポート(療育)のことです。早い段階から適切な支援を受けることで、子ども本人や保護者の困りごとを軽減したり、必要なスキルを早期に獲得したりすること、その後の社会生活での困難さを起こりにくくすることを目指すものです。厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」では、「児童発達支援」の定義を以下のように示しています。

児童発達支援は、障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。

公費で児童発達支援を受ける際は、市町村から発行される「受給者証」の取得が必要です。申請方法についてはP28「障害児通所支援など」をご参照ください。

(放課後等デイサービスとは？)

0歳～6歳までの未就学児が対象の施設を児童発達支援、6歳～18歳までの就学児が対象の施設を放課後等デイサービスと呼びます。

子どもの通園(保育所・認定こども園・幼稚園など)

保育所等を利用するには、子どもの年齢、教育・保育の必要性の申請をして、「支給認定証」の交付を受ける必要があります。保育所の入所や認定に関することなどは、市役所こども未来課へお問い合わせください。

●こども未来課 ☎54-1111(内線241)



認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望する	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や病等の事由により、保育を必要とする	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や病等の事由により、保育を必要とする	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業所

保育所…保護者が働いている場合又は疾病等の理由により、その家庭において日中保育ができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

幼稚園…満3歳から小学校入学前までの児童が、小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う施設です。

認定こども園…教育と保育を一体的に行う施設です。

地域型保育事業所…少人数を対象に0歳から2歳の子どもの預かる事業所です。現在、江南市にはありません。

※2号認定3号認定は、保育を必要とする事由や時間により利用できる時間が決まります。標準時間は月120時間以上の就労等の場合で午前8時から午後7時までの最大11時間を限度とします。短時間は月60時間以上の就労等で午前8時から午後4時までの一日8時間の利用が可能です。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化制度により、3歳から5歳までの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが幼稚園、保育所、認定こども園など利用する利用料が無償化となります。無償化の内容手続きについては、利用する施設等により異なります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。

保育園・認定こども園・認可保育園への入所

問:こども未来課 54-1111 (内線241)

入所基準

保育所へ入所できる児童は、児童及び保護者が江南市に住民登録している方(外国人の場合、在留資格や在留期間が有効な方)で、保護者が保育を必要とする事由である次のいずれかに該当する場合です。なお、その家庭に児童を保育できる方がいる場合は除かれます。

- (1) 就労
- (2) 産前産後
- (3) 疾病・障害
- (4) 介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 就学
- (7) 求職活動
- (8) 育児休業(3歳以上児のみ)・その他(虐待やDV)

※2歳児クラスについては、育児休業取得前にすでに保育所等を利用していた場合は継続利用ができます。

入所申込みの流れ

- ①入所申込書の配布…申込書を配布していますが、HPからダウンロードも可能です。
- ②入所申込書の受付…必要書類をこども未来課窓口へ提出、もしくは郵送してください。
- ③書類審査…提出された書類を審査します。
- ④児童の面談相談
 - 【3歳以上児の場合】事前に面談相談を行います。窓口受付の場合は、事前に面談相談の予約を行ってください。書類提出の際に面談相談を同時に行われるとスムーズです。
 - 【3歳未満児の場合】事前面談相談はありません。入所決定した後に、その園と日程調整の上、事前訪問してください。その際に面談相談を行います。
- ⑤選考・利用調整…入所希望者が定員を超える場合、入所選考・利用調整を行います。
- ⑥決定…入所が決定した場合、「教育・保育の給付認定証」「保育所入所承諾書」を郵送します。入所できない場合、「保育所入所保留通知書」を郵送します。



詳しくは▲

※翌年度の4月入園の案内は、毎年10月頃の広報やHPなどでお知らせします。